

所沢市告示 第 2 2 1 号

計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 2 1 条第 1 項の規定により、特定計量器の
定期検査を次のとおり実施する。

令和 7 年 4 月 2 1 日

所沢市長 小野塚 勝彦

1 対象となる特定計量器

ひょう量が 2 5 0 k g 以下の非自動はかり、分銅及びおもり
（電気式はかりを除く。）

2 検査区域

所沢地区、吾妻地区、小手指地区、山口地区、三ヶ島地区

3 検査期日及び検査場所並びに検査区域

検査期日	検査場所	定期検査対象地域
5 月 2 7 日 (火)	三ヶ島まちづくりセンター	所沢地区、吾妻地区、 小手指地区、山口地区、 三ヶ島地区
5 月 2 8 日 (水)	老人憩の家「ところ荘」	
5 月 2 9 日 (木)	小手指まちづくりセンター	

4 検査時間

午前 1 0 時から午後 3 時まで （正午から午後 1 時を除く。）